

都城工業高等専門学校における主催及び共催の承認並びに
後援等名義使用許可に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、都城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における主催及び共催の承認並びに後援その他これに類する名義の使用許可（以下「主催の承認等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる名称)

第2条 名義として使用できる名称は、次の各号のとおりとする。

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校
- (2) 都城工業高等専門学校
- (3) 都城高専
- (4) National Institute of Technology(KOSEN), Miyakonojo College
- (5) NIT (KOSEN), Miyakonojo College

(名義の区分)

第3条 名義の区分については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主催 本校が主体的となり、講演会、研究会、シンポジウム、セミナー、協議会その他の催事（以下「事業」という。）を実施する場合
- (2) 共催 本校を含む複数の団体が主体的となり、共同して事業を実施する場合
- (3) 後援 他の団体等が実施の主体となる事業に対し、本校がその趣旨に賛同し協力する場合
- (4) 協賛その他これに類する名義 事業の主催者から特に要望がある場合

(主催者の範囲)

第4条 主催の承認等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 本校教職員
- (2) 国の機関（独立行政法人等を含む。）
- (3) 地方公共団体
- (4) 教育研究機関
- (5) 教育、学術、文化又は体育に関する団体
- (6) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (7) その他校長が適当と認めるもの。

(基準)

第5条 主催名義を冠する事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 本校又は本校の学科等が企画実施を主体的に行う事業であって、本校の目的と教育理念に沿った事業であること。
- (2) 本校の教育・研究の向上、国際交流又は地域貢献活動として認められること。
- (3) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること。

- (4) 入場料、参加料、出展料等（以下「入場料等」という。）の経費を徴収する場合にあっては、その額が適正であると認められること。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われるものでないこと。
- (6) 事業の開催場所が公衆衛生及び安全対策等について、十分な措置が講じられていること。

2 共催の承認ができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 教育、研究、国際交流又は地域貢献に関する事業であること。
- (2) 主催者（団体等）が、当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- (3) 入場料等の経費を徴収する場合にあっては、その額が適正であると認められること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われるものでないこと。
- (5) 事業の開催場所が公衆衛生及び安全対策等について、十分な措置が講じられていること。
- (6) 参加者等に生じた損害について、本校が賠償責任を負わないこと。

3 後援等名義使用許可ができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 教育、研究、国際交流又は地域貢献に関する事業であること。
- (2) 主催者（団体等）が、当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われるものでないこと。
- (4) 参加者等に生じた損害について、本校が賠償責任を負わないこと。

（事業支援）

第6条 主催名義以外の名義使用の実施にあたっては、校長が特に必要と認める場合を除き、本校は、当該事業にかかる経済的支援は行わない。

（申請）

第7条 申請者は、主催にあっては、様式第1号に事業内容が分かる書類等を添えて、原則として、事業の実施予定日の1か月前までに校長に申請するものとする。

2 申請者は、共催及び後援等名義使用にあっては、様式第2号に次の各号に掲げる書類等を添えて、原則として、事業の実施予定日の1か月前までに校長に申請するものとする。ただし、校長が認めた場合は、当該書類等のいずれかを省略することができる。

- (1) 定款、会則等主催者（団体等）の概要が分かるもの。
- (2) 共催の場合にあっては、本校教職員の役割が分かるもの。（役員名簿等）
- (3) 入場料等の徴収がある場合にあっては、事業にかかる収支予算案等。
- (4) その他事業内容が分かるもの。（開催要項、ポスター等）

（決定の通知）

第8条 校長は、前項の申請があったときは、承認若しくは不承認又は許可若しくは不許可を決定し、様式第3号又は様式第4号により、申請者に通知するものとする。

なお、主催及び共催事業の実施の決定にあたっては、運営企画委員会の議を経ること。

（遵守事項）

第9条 主催の承認等を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。

(2) 当該事業の開催に係るポスター等印刷物への使用は、許可された名義の区分に応じたものとする。

(3) 当該事業を開催するにあたって、本校の施設を利用するときは、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則その他関係諸規則等に定めるところによること。

(主催の承認等の取消し)

第10条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、主催の承認等を取り消すことができる。

(1) 本校が付した条件に違反したとき。

(2) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(3) その他主催の承認等が不相当と認めるとき。

(適用除外)

第11条 独立行政法人国立高等専門学校機構（本校を除く）及び一般社団法人全国高等専門学校連合会が主催する事業において共催及び後援等名義を使用する場合にあつては、第5条及び第7条から第10条の規定は適用せず、当該事業の責任者から、事業の概要を確認できる書面等の提出があれば足りるものとする。

(事務)

第12条 本要項に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、主催の承認等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年11月6日から施行する。